

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 [更新](#)

当社は、継続的に企業価値の向上を図ることを通して、経済・社会の健全な発展に貢献することが、株主の皆様やお客様をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に応えるものと認識しております。

これらを実現させるため、経営の健全性、透明性、効率性をコーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題として認識しております。そのために、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役を複数選任し、経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図るなど、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、当社の個別事情を踏まえたうえで、当社にとって実施することが適当でないと考える原則がある場合は、当社独自のガバナンス体制を構築しております。

この理由をいたしましては、コーポレートガバナンス・コードの全ての原則に適用していない部分はありますが、当社の事業規模と事業内容に見合った効率的かつ実効性のあるガバナンスシステムを構築することにより、当社のステークホルダーにとってバランスのとれた企業価値向上を実現できると判断しているものです。

なお、本報告書提出日現在において、コーポレートガバナンス・コードの未実施となる各原則は以下の通りであります。

#### 【補充原則1－2－4 株主総会における権利行使】

議決権行使プラットフォームの使用や招集通知の英訳については、海外投資家の比率等に留意しつつ、引き続き検討して参ります。

#### 【補充原則3－1－2 情報開示の充実】

開示する情報の英訳については、2015年9月末時点で外国法人等の持ち分が10%未満のため、費用・効率面から未実施となっております。なお、今後の海外投資家の比率等に留意しつつ、引き続き検討して参ります。

#### 【補充原則4－1－2 中長期計画】

当社は、経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、事業単年度毎の業績等の見通しを公表することとしております。

現在当社では中期目標は公表しておりませんが、経営会議が業績目標を含む全社方針を定めるとともに、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、見直しを行うこととしております。取締役会は、経営会議が策定した全社方針を決議するとともに、進捗状況や分析結果について報告を受け、監視、監督することとしております。

#### 【原則4－2 取締役会の役割・責務】

取締役会は、取締役及び執行役員からの提案を隨時受付けており、上程された提案につき十分に審議しております。また、その実行にあたり、経営陣幹部の意思決定を尊重しております。なお、業績連動や自社株報酬など、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

#### 【補充原則4－2－1 役員報酬のインセンティブ】

業績連動や自社株報酬など、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

#### 【補充原則4－8－2 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、次の理由から「筆頭独立社外取締役」を定めないことといたします。

・「筆頭独立社外取締役」を定めることで、独立社外取締役間の序列意識、筆頭者への依存する意識を醸成する可能性があります。

・社外取締役はそれぞれ卓越した知見を有しており個々にその持ち味を發揮することが求められていることから、必ずしも社外取締役間で意見が統一される必要はないと考えます。

#### 【補充原則4－10－1 任意の仕組みの活用】

当社の独立社外取締役は、取締役会の過半数に達しておりませんが、取締役会において、当社の重要事項を決定する際、適切な関与・助言を行っております。なお、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの事項に関し、より一層の関与・助言を得る仕組みを必要に応じて検討してまいります。

#### 【補充原則4－11－3 取締役会の自己評価】

当社では、現時点では取締役会の定期的な分析・評価は実施しておりません。

今後は、取締役会の実効性向上のための課題を洗い出し、必要な対策に取り組んだ上でその結果を検証するPDCAサイクルを運用するために、取締役会の定期的な分析・評価を行っていくことを検討しています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

#### 【原則1－4 政策保有株式】

当社は、純投資目的以外の目的で、上場株式を保有しておりません。

#### 【原則1－7 関連当事者取引】

当社およびグループ会社が当社役員や支配株主等との取引をおこなう場合は、取引条件およびその決定方法の妥当性について、社外取締役および社外監査役が参加する取締役会の審議および決議を要することと定めております。

役員に対しては、毎年4月に「関連当事者に関する確認書」の提出を求めており、自身及び近親者、代表となっている団体、過半数の議決権を有する団体等の関連当事者との取引について、取引の有無を確認・把握しております。

#### 【原則3－1 情報開示の充実】

##### (1) 経営理念や経営戦略、経営計画

経営理念：当社ホームページにおいて、「経営方針」を掲載しております。

経営戦略：当社は高い技術力と強固な顧客基盤を効率的に組み合わせ、顧客に対して最適なITソリューション・サービスを提供することを経営戦略の基本としております。

経営計画：2015年度の数値目標を売上高120.6億円、営業利益14.8億円、営業利益率12%以上に設定しております。

##### (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、実効的なコーポレートガバナンスの実現がステークホルダーとの信頼関係の構築に不可欠なものと認識しております。

そのため、当社は、

1.株主の権利・平等性の確保

2.株主以外のステークホルダーとの適切な協働

3.適切な情報開示と透明性の確保

4.取締役会等の責務の履行

5.株主との対話

の充実により、コーポレートガバナンスの実効性を高めていくこととしております。

##### (3) 取締役および監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役報酬については、職位に職責の重みを考慮して決められた固定報酬と、会社業績や業績への貢献度をもとに決定される変動報酬で構成しています。具体的な報酬の決定にあたっては、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会で決定することいたします。

監査役の報酬については、取締役の報酬とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役会の協議において決定しています。

##### (4)(5) 取締役および監査役候補者の指名、選任を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補者の指名にあたっては、社内外から幅広く候補者を選出し、優れた人格・見識と高い経営能力を有する候補者を取締役会で決定しております。

特に独立社外取締役は、各分野における豊富な経験・知見を有し、中長期的な企業価値向上への助言や経営の監督など、専門的かつ客観的な視点からその役割・責任を果たすことができる方を指名しております。また、独立社外監査役は、各分野における豊富な経験・知見を有し、経営全般を監視して取締役会の透明性を高めるとともに、企業価値の向上に貢献いただける方を指名しております。

#### 【補充原則4－1－1 経営陣に対する委任範囲の概要】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、業務執行体制としての経営会議を設けております。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、当社及びグループの経営に関する方針や重要事項等を決定しております。

経営会議は、業務執行部門の中から社長が指名した者で構成されており、各事業における業績報告、当社及びグループの経営戦略や業務執行に関する情報の共有、意見交換の場としての役割を担っております。また、この会議には、社外取締役と監査役も出席しており、当社及び当社グループにおける様々な課題・問題を確認し、意見を述べる場ともなっております。

#### 【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図る観点から、当社取締役会において、株主をはじめとするステークホルダーの意見を踏まえた意見提起に期待し、独立社外取締役を複数名選任しております。

現在、当社には2名の独立社外取締役がおりますが、案件に応じて事前説明をおこなう等、十分な情報提供に努めております。

なお、独立社外取締役の取締役会への出席率については良好であり、また、それぞれ自らの知見に基づき、経営を監督するとともに経営の方針や経営改善等について活発な意見をいたいただいており、当社が期待する役割を十分果たしていただいております。

#### 【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役については、主に以下の2点を基準として候補者を選定しております。

・経営の監視に必要となる企業経営における実務経験と知識に基づき、経営及び業務執行において、特定の利害関係者の利益に偏重することのない公平公正な判断能力を有していること。

・本人及びその近親者が、現在及び過去において、当社及び関係会社の業務執行者、主要取引先及びその業務執行者、非業務執行取締役、会計参与、主要株主などのいずれにも該当せず、また、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ていないこと。

#### 【補充原則4－11－1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会の構成については、経営に関する実質的な審議が可能な範囲として、監査役を含めた取締役会参加人数を13名以内とすることで、取締役会の審議の実効性を確保しております。また、取締役会参加者の知見や能力のバランスについては、前述の【原則3－1－(4)】に記載のとおりであります。

#### 【補充原則4－11－2 取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況】

取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、当社ウェブサイトに掲載の「第48期定期株主総会招集ご通知」10頁の「取締役及び監査役」の項目に記載していますので、以下のURLをご参照ください。

<http://www.softcreate.co.jp/rs/html/pdf/rlibrary/sof150604-shouto.pdf>

#### 【補充原則4－14－2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要になるトレーニングの機会を継続して提供します。

特に、社内役員に対しては、経営者や監査役としての素養、会社法やコーポレート・ガバナンス等に関する知識、法令の順守及び経営に関する有用な情報等の習得について、必要に応じて社外研修を通じて対応しております。

社外役員については、候補者選定の要件として経営の監視・助言に必要となる知識経験を保有している事を定めているため、別途トレーニング実施の必要性はないと考えております。ただし、社外役員が当社事業及び当社を取り巻く状況を迅速に把握するための補助として、各社外役員からの要請に応じて、適時各事業担当役員からの説明等を実施しております。

#### 【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、代表取締役社長が管掌するIR部門が、アリスト／機関投資家向けミーティングの開催や個人投資家向けイベントの出展をおこない、株主・投資家との対話の充実を図っております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ティーオーシステム	3,483,970	25.54
日本ユニシス株式会社	654,000	4.79
株式会社オービックビジネスコンサルタント	645,900	4.73
林 宗治	410,214	3.01
林 雅也	410,165	3.01
林 勝	410,160	3.01
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	402,100	2.95
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人 株式会社みずほ信託銀行決済営業部)	400,000	2.93
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	329,100	2.41
ソフトクリエイトホールディングス 従業員持株会	202,130	1.48

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
畠中 健二	他の会社の出身者										
原田 陽一	他の会社の出身者										
阿部 新生	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畠中 健二		—	長年にわたり株式会社リコー及びリコージャパン株式会社等における経営者として豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていくことを期待したため適任と考え選任しております。 畠中健二氏は、大株主企業又は主要な取引先の出身者等ではなく、取締役就任時まで当社と利害関係を有したことではないことから、社外取締役の独立性に問題はございません。
原田 陽一	○	—	日本ユニシス株式会社において常務執行役員を務めるなど、当社グループが属するIT関連業界における幅広い見識と豊富な経験を有しております。 また、原田陽一氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に定める列挙事項のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反

			の生じるおそれのない独立役員であると判断いたしました。
阿部 新生	○	—	セントラル硝子株式会社における取締役、昭和電線ホールディングスにおける監査役を務めるなど、経営者と監査役として豊富な経験を有しております、それら幅広い見識と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくことを期待したため適任と考えております。また、阿部新生氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号に定める列挙事由のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

- ・監査役会が年間の監査計画を立案する際には、会計監査人と情報の交換をおこなっております。
- ・監査役会は会計監査人と定期的に会合を持ち、その監査報告をもって財務報告の相当性を判断する参考としております。
- ・内部監査室は業務の充実を図る目的から他の組織から独立した存在としております。
- ・監査役会は内部監査室と定期的に連絡会を実施することにより、双方の監査活動の充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 熱	他の会社の出身者													
鎌田 憲男	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f,g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

山本 勤		住友商事株式会社等における長年にわたる監査役としての豊富な経験及び高い見識を有していることから、経営監査の役割を果たす上で適任と考え選任しております。山本勤氏は、大株主企業又は主要な取引先の出身者等ではなく、社外監査役就任時まで当社と利害関係を有したことではないため、社外監査役の独立性に問題はございません。
鎌田 憲男		東京国税局において長年勤務されており、税務・会計上の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営監査の役割を果たす上で適任を考えております。鎌田憲男氏は、大株主企業又は主要な取引先の出身者等ではないため、社外監査役の独立性に問題はございません。

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社及び当子会社の取締役並びに従業員の業績向上への貢献に応じて、付与対象者を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社及び当子会社の取締役並びに従業員の業績向上への貢献に応じて、付与対象者を決定しております。

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

1億円を超える報酬の支給対象者がいないため。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役については取締役会決議、監査役については監査役の協議によって決定しております。報酬限度額は、2011年6月23日株主総会の決議によって年額500百万円以内(総額)、監査役は2004年6月28日株主総会の決議によって年額50百万円以内(総額)と定めています。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役に対する情報伝達は総務人事部が主管となり、電話・メール等にて随時連絡可能としております。

社外監査役のサポート体制は、監査役の職務を補助する監査役補助使用人が、その職務に必要なサポートをおこなっております。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

1 取締役会

コーポレート・ガバナンス報告書提出日現在、当社では7名の取締役がその任にあたっております。取締役会は取締役全員で構成されており、原

則として月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

#### 2 経営会議

経営会議は、社長の下での諮問機関として、重要事項を審議し、かつ経営会議構成員間の情報共有を図るための機関であります。経営会議は、社内取締役及び執行役員、社長の指が指名する者で構成されており、原則毎月1回開催しております。

#### 3 監査役・監査役会

当社の企業統治システムとしては、監査役制度を採用し、現在3名の監査役（うち常勤監査役1名）がその任にあたっております。監査役2名は社外監査役であり、これにより監査機能を強化し、経営の健全性の維持を図っております。

#### 4 独立監査人

当社は、金融商品取引法に基づく会計監査契約を、新日本有限責任監査法人と締結し会計監査を委嘱しております。新日本有限責任監査法人は、監査人として独立した立場から財務諸表等に対する意見を表明しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会と監査役・監査役を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。取締役会は、取締役7名のうち3名を社外取締役としてことで、経営に多様な視点を取り入れるとともに、取締役の相互監査機能を強化しています。

監査役は、監査役3名中2名を社外監査役としてことで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っています。

### **III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況**

#### **1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況** 更新

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の方にご来場いただけるよう、集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定しています。
その他	株主総会の円滑な運営を図るため、招集通知のホームページ掲載、法律で定められた期日の遵守、広く株主の皆様に会社の情報をご理解いただくためインターネットによるIR情報の積極的な開示などに努めております。なお、第48期定時株主総会に係る招集通知発送日は平成28年6月6日、定時株主総会は平成28年6月21日に開催いたしました。

#### **2. IRに関する活動状況** 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR活動についての考え方を当社ウェブサイトに掲載しております。情報開示について、基本姿勢や開示基準、方法に加えて、IR活動沈黙期間について記載しております。 詳細は、ウェブサイト < <a href="http://www.softcreate.co.jp/ir/irpolicy.html">http://www.softcreate.co.jp/ir/irpolicy.html</a> >にてご確認ください。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家向けの決算説明会のほか、アナリスト、機関投資家への個人訪問による決算説明をおこなっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下の資料をウェブサイトに掲載しています。 (a)決算短信 (b)適時開示情報を含む重要なニュースリリース (c)定時株主総会の招集通知 (d)有価証券報告書及び四半期報告書 (e)株主通信 各資料の内容は、ウェブサイト< <a href="http://www.softcreate.co.jp/ir/irlibrary.html?cmdarticlesearch=1&amp;absolutepage=2">http://www.softcreate.co.jp/ir/irlibrary.html?cmdarticlesearch=1&amp;absolutepage=2</a> >にてご確認ください。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示担当責任者:村上 成二 IR担当部署:経理部	
その他	当社グループの事業内容、最新の活動、経営に携わる役員などをよりご理解いただくため、毎月「マンスリーニュース」をホームページ上に掲載しております。 また、株主総会後には毎年事業説明会を開催し、弊社事業の内容についてご理解を深めていただけるよう努めています。	

#### **3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況** 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、顧客、株主、従業員、取引先、社会とともに成長する企業を目指し、事業を通じて社会貢献を実現することを「ソフトクリエイトホールディングス企業行動憲章」で定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社内献血やボランティア活動をおこなっています。 具体的なCSR活動の内容は、ウェブサイト< <a href="http://www.softcreate.co.jp/csr/support.html">http://www.softcreate.co.jp/csr/support.html</a> >にてご確認ください。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法定開示制度や東京証券取引所が定める適時開示規則にのっとり、適切な手続きと時期での情報開示をおこなっています。また、開示義務のない情報であっても、投資判断に影響を及ぼす可能性がある思われる重要な情報については、全てのステークホルダーが入手できるよう、公平かつ迅速に開示しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、下記の通り、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

#### 1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社は、代表取締役社長をコンプライアンスに関する統轄責任者として任命する。総務管理部門長は、企業行動憲章、企業行動基準等のコンプライアンスに係る規程の整備と徹底を図り、法令及び定款順守体制の構築を推進する。

統轄責任者は、コンプライアンスに関する活動を取締役会に報告する。

また、当社及び当社子会社は、使用人が法令又は定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な取扱いを行わない。

#### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社は、代表取締役社長をリスク管理に関する統轄責任者に任命する。総務管理部門長は、リスク管理に係る規程を整備し、当該規程に基づいてリスクカテゴリーごとの責任部署を定めるなど、全社のリスク管理体制の構築を推進する。統轄責任者は、リスク管理状況を取り締役会に報告する。

また、内部監査室は、当社及び当社子会社の各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。

#### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、代表取締役社長を取締役の職務の効率性に関する統轄責任者に任命する。各取締役及び執行役員は、中期経営計画及び年次経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。これに対し、統轄責任者は、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。統轄責任者は、業務遂行状況を当社及び当社子会社の各取締役及び執行役員に取締役会及び経営会議等において、定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

#### 4. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、代表取締役社長を子会社の管理に関する統轄責任者に任命する。経営管理 部門長は、子会社管理規程を整備し、経営管理業務の一元化により子会社における業務の適正の確保と財務報告の信頼性確保を図っていく。統轄責任者は、取締役会及び経営会議等において定期的に報告される子会社の業務執行状況を把握し、企業集団における内部統制システム整備を推進する。

#### 5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、代表取締役社長を取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての統轄責任者に任命する。

総務管理部門長は、取締役の職務執行に係る情報を文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。

情報のセキュリティ管理に関しては、情報システム担当部門長が情報セキュリティに関する規程、マニュアル等を整備し、推進管理を行う。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役会が監査役の職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、使用者を当該使用者として指名することができる。

監査役会が指定する補助すべき期間中については、指名された使用者への指揮権は監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないものとすることで、監査役の指示の実効性を確保する。

#### 7. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われるこ<sup>ト</sup>とを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用者は、監査役会規程、監査役監査基準及び当該規程に定められた監査役への報告基準に基づき、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項並びに不正行為及び法令・定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会付議事項及びその決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準に関する事項、内部監査の実施状況、重要な月次報告及びその他必要な重要事項を監査役に報告する。監査役に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書等を閲覧し、取締役会及び使用者に説明を求めるところとする。また、監査役は、法令並びに監査役会規程及び監査役監査基準に基づく独立性と権限により、監査の実行性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査成果の実現を図る。

#### 8. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理するものとする。

#### 9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役会長を最高責任者とし、代表取締役社長を推進責任者とする内部統制整備・運用・評価体制を構築し、財務報告に関する基本方針に則り、内部統制システムの整備・運用を行うとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

#### 10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、総務管理部門長を統轄責任者と定め、企業行動基準に基づいた反社会的勢力対応マニュアルを整備し、特殊暴力防止対策連合会等の関係団体に加入の上、所轄警察、顧問弁護士とも緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に対応する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及びグループ会社は、「企業行動基準」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、総務管理 部門を窓口として、警察などの外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否することとしています。

また、特防連、特防協へ加入しセミナー等への参加により情報収集を図るほか、渋谷警察署犯罪組織対策課との情報交換及び年1回(毎年4月)弁護士による反社会的勢力について講演いただいております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)

適時開示体制の概要

1.適時開示に係る企業姿勢

当社企業グループは、「企業行動基準」を制定し、さまざまなステークホルダーの皆様に対し社会的責任を有していることを認識し、適時適切な情報開示に努めております。

2.情報の集約

当社では、グループ会社のすべてにおける決定事実および発生事実に関する情報については広報担当部門が、決算に関する情報については経理担当部署が、それぞれ情報管理責任部署として情報を集約しております。

3.情報の適時適切な開示

当社では、有価証券情報規程において定められる開示基準に該当する会社情報は、原則として取締役会の承認をもって情報開示をしております。ただし、緊急を要する場合には、代表取締役の判断によって情報開示がなされます。情報開示にあたっては、決定事実および発生事実に関しては広報担当部署が、決算情報に関しては経理担当部署が開示をおこなっております。

4.社内体制のチェック機能

1)内部監査機能

当社では、監査担当部署およびグループ会社の内部監査部門を通じ、内部管理体制の適切性や有効性を検証し、必要に応じて問題点の改善・是正に関し提言するとともに、その検証結果について代表取締役に報告する体制を構築しております。

2)コンプライアンス関連

当社企業グループは、コンプライアンスを事業経営における最重要課題のひとつとして位置づけており、コンプライアンスが実践されているかを情報セキュリティ委員会および総務管理担当部門長が連携して調査しております。是正事項が発生した場合には、当該部署の責任者に対して指導・勧告を行うとともに、その調査結果を代表取締役まで隨時報告する体制を構築しております。

## 【模式図(参考資料)】

